

市第52号議案

横浜市建築基準条例の一部改正

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条の4第1項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- ア 地階を除く階数が3以下で、かつ、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準に適合するものに限る。）であるもの
- イ 階数が3で延べ面積が200平方メートル未満であり、かつ、次のいずれにも該当するもの
 - (ア) 令第110条の5に規定する基準により警報設備が設けられていること。
 - (イ) 令第112条第10項に規定する^{たて}堅穴部分（当該堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分（いずれも同条第1項第1号に該当する建築物の部分又は同項第2号に該当する階段室の部分等であるものに限る。）が同条第13項各号に掲げる基準に適合する場合においてはこれらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなす。）（同条第14項に規定する堅穴部分を除

く。) と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第18項第 2 号に規定する構造の戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画されていること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築基準法及び建築基準法施行令の改正の趣旨を踏まえ、長屋に係る耐火の制限の一部を緩和するため、横浜市建築基準条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（構造等）

第 23 条の 4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 2 階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が 400 平方メートルを超える場合又は 3 階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。ただし、地階を除く階数が 3 以下のものにあつては、法第 2 条第 9 号の 3 イに該当する準耐火建築物（1 時間準耐火基準に適合するものに限る。）とすることができる。

ア 地階を除く階数が 3 以下で、かつ、法第 2 条第 9 号の 3 イに該当する準耐火建築物（1 時間準耐火基準に適合するものに限る。）であるもの

イ 階数が 3 で延べ面積が 200 平方メートル未満であり、かつ、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 令第 110 条の 5 に規定する基準により警報設備が設けられていること。

- (イ) 令第 112 条第 10 項に規定する^{たて}堅穴部分（当該堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分（いずれも同条第 1 項第 1 号に該当する建築物の部分又は同項第 2 号に該当する階段室の部分等であるものに限る。）が同条第 13 項各号に掲げる基準に適合する場合においてはこれらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなす。）（同条第 14 項に規定する堅穴部分を除

く。) と当該 縦穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条
第 18 項第 2 号に規定する構造の戸（ふすま、障子その他こ
れらに類するものを除く。）で区画されていること。

(第 2 号、第 3 号及び第 2 項から第 4 項まで省略)